

報告第 2 3 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 1 0 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、指定管理業務履行等請求民事調停事件の申立てについて、次のとおり専決処分する。

令和4年9月9日

足立区長 近藤 弥生

## 指定管理業務履行等請求民事調停事件の申立てについて

足立区は、東京簡易裁判所に対し、下記のとおり調停の申立てを行う。

### 記

#### 1 相手方

埼玉県戸田市上戸田一丁目23番8号  
社会福祉法人じろう会  
理事長 久芳 敬裕

#### 2 申立ての趣旨

- (1) 相手方は、足立区との間で、足立区の相手方に対する管理運営経費の早期支払のため、令和3年度及び令和4年度の足立区立新田さくら保育園の管理運営に関する年度協定書を締結すること。
- (2) 相手方は、足立区と相手方との間で既に締結している足立区立新田さくら保育園の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）の規定に基づき、次期指定管理者への足立区立新田さくら保育園の指定管理業務の引継業務を履行すること。
- (3) 相手方は、基本協定書の規定に基づき、令和3年度における相手方の足立区立新田さくら保育園の管理運営業務の履行状況にかかる業務評価を受けること。
- (4) 相手方は、基本協定書に規定する定員の範囲内で足立区立新田さくら保育園への新規入園希望者があった場合は、これを受け入れ、保育を行うこと。
- (5) 相手方は、足立区立新田さくら保育園の管理運営に関し保有する積立金について、その保有額及び保管状況を明らかにすること。
- (6) 相手方が保有する積立金の具体的な使途、執行計画等について、

明らかにすること。

- (7) 相手方による足立区立新田さくら保育園の指定管理が終了した場合における積立金残額について、その処理方法を明らかにすること。

### 3 民事調停遂行の方針

弁護士を民事調停手続代理人と定め、当該調停事件に関する一切の権限を委任し、民事調停を遂行する。

以上